

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 19 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本庄市における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の推進に関する事項を調査及び審議する本庄市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本庄市男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員を委嘱する場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 条例第 5 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 本庄市男女共同参画審議会条例(平成18年本庄市条例第19号)第8条の規定に基づき、本庄市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく調停、審査、諮問又は調査のために設置された附属機関をいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 審議会等の長は、傍聴を希望する者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 旗、標識等を持ち込み、又ははちまき、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (2) 凶器等、他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯しないこと。
- (3) 飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会議における言論に対して批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静粛に傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (7) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(長の指示)

第6条 傍聴人は、審議会等の長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 審議会等の長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。